

皆さんおはようございます。議長の発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたいと思っております。日本共産党の平野邦夫と申します。

今の経済情勢の1つの目安として景気がどうなっているのか、国民の暮らしはどうなのかということ判断する場所として、私は、ちょいちょいハローワークに出かけていくわけですが、ハローワークが出す月報を見てますと、とても安倍首相が言っているような景気回復の道が見えてきたとか、そういう数値は表れてきていませんですね。いや本当驚きます。数値はなかなか改善しません。職業紹介所の労働市場だとか、景気回復へのいろんな指標があるわけですが、これを見る限りにおいては、例えば、月間の有効求職者数、武雄のハローワーク管内ですから、武雄を中心として杵島郡、この有効求職者数は2,133名、新規に求職を申し込んだ人579名、月間の有効求人数1,297名、それに対して新規の求人数っていうのは440、有効求人倍率は0.61、前月比では、0.03の減ですね。深刻なのは、こういう状況の中で、新規の就職率、全体が48.2%。2人に1人も新しい職を得られないという状況です。このうち中高年齢者、月間有効求職者597名に対して、新規の求職申し込んだ人は148名、実際には35.8%しか職が得られない。

一方でパートの状況っていうのは、ほとんど非正規なんですけども、78.8%。パートで働く人たちが78.8%。これは、いろんな雇用形態もありますけども、最近特に目立つのは4時間だけ来てくれと。午前10時から午後2時までと。これは武雄市内の大手のファミレスですけども。そして、夕方から別の仕事に行くダブルワーク。こういうダブルワークだとか、トリプルワークという人も中にはいたわけですけども。

こういう市民の暮らしの実態を見ておきますと、とてもではないけども安倍首相が言っているような、アベノミクス、第一の矢といって、日銀にどんどん紙幣を印刷させて、それを大量にばらまいて、これがデフレ脱却の鍵だと。これで一応儲かっているのは、一部の富裕層。ユニクロの社長なんかは、1兆円。株価が最高に上がったときは、1兆円の儲け。ソフトバンクの社長も7,000億円。とてもじゃないけど見たこともなければ、どの程度の金なのか想像のつかないことですけども、そういうことが新聞でも報道されておりました。

結局国民の購買力、物を買う力を強めていく、内需を拡大していくこと以外に、本当の景気回復はならない。いわば、日本の経済というのが、60%が消費経済って言われているわけですから、その消費を温めていく、これでなければ、景気回復はできない。それが一番の確かな道だと考えています。

今度の第一の矢といわれるアベノミクスの中でも、大銀行に金が流れていくわけですが、中小企業への貸出、これが史上最低まで落ち込んでいる。これはもう新聞で報道されているとおりであります。しかも賃金の上昇は見られない。たまには、前の麻生、今は副大臣ですか、安川電機とか、ローソンとかの例を引いて、賃金を上げてくれと、賃金を上げていると、いう国会での論戦でも聞きましたけど。新たな追記によって経団連に首相以下、政府

の幹部が、賃金を上げるよう要請にいったと。これはかつてないことなんですけれども、見届けることが大事ですね。そういう国民の購買力を上げる。果たして、税と社会保障の一体改革と言っていますけども、社会保障を通じて、本当に市民の国民の、ものを買う力なり、あるいは、福祉を十分に要求が通るのか。なかなかそうは行ってない、というのが今の現状ではないかと考えるものであります。

そこでこういう雇用情勢、労働情勢がなかなか好転しない状況を見ていく中で、今、国会で論議になっている社会保障を充実させるとは言っていますけども、1番のターゲットとなっているが、生活保護の見直し。これが、久方ぶりと政府は言っていますけども、いわば最後のセーフティーネット、そこを政府は改悪しようとしている。

大きくいえば、3つの点ですね。1つは、生活保護基準。1類、2類、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、全体で9項目あるわけですけども。この第1類、2類の生活扶助の基準を、10%から6.8%に引き下げる。これが衆議院では共産党以外、各政党賛成しまして参議院でも論議になっているわけですけども。この生活保護を受けている人だけに影響を及ぼすのかと。そうではなくて、これがいろんな分野に影響を与えていく。

そこで第一の質問ですけども、この1類、2類の生活保護基準を引き下げた場合、10%とも6.8%とも言われていますけども、これがどういうところに影響してくるのかと。

これは答弁いただきたいのですけれども。第1には、最低賃金。現在は最低賃金がどうなっているのか、ということも含めて答弁をいただきたい。

参考までに、このハローワークでいただいた、時給いくらかという求人者の中で、時給1,000円を超えて求人しているところちゅうのは、3つしかない。どういう関係が1,000円の時給で求めているかと言いますと。1つは販売類似の職業。具体的にはどういうことなのかよくわかりませんが。ハローワークの分析では、販売類似の職業。1,000円から最低900円。生産関連事務員の職業、上限1,000円、下限も1,000円。保健師、助産師、看護師、1,200円から983円。この程度が1,000円を超えて求人しているわけです。こういう話をしますと、最低我々は時給1,000円を最低賃金にするという話をしますとね、中小零細業者の人たちは、「それではとてもじゃないけど仕事ができない」と。こういう話は聞きます。

これを企業の責任だけにするのはではなくて、特に中小零細企業の人たちの勤労者を雇うときの最低賃金を1,000円にした場合に、その差額を国が十分、助成をしていく。

例えば、今は60歳で定年退職をして、65まで嘱託で働く。60歳で定年といっても、まだまだバリバリの現役ですからね。そういう人たちの、職を再雇用する場合に、国は年間10万とかあるいは、給料半分を1年間助成するとか、そういう制度も一方であるわけですから、時給1,000円の最低賃金にしたときに、中小業者への政府の手厚い助成法がなければなかなかこれは実現しない。これは、一つの大きな世論にしていく必要があるわけですけども。そういう点では、今言いましたように、現在、最低賃金が東高西低と言われている中で、いく

らなのか。

もう1つは、基準の記載によって、どういうところに影響を与えていくのかという点から、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

生活保護に関して、するどい質問、本当にありがたいと思います。

質問に入ります前に、演告でも申し上げましたが、住民訴訟の件に関して多くの市民の皆さんたちが、やっぱり関心持たれております。これは単なる、その訴える、訴えないではなくて、この住民訴訟の結果、多額の費用が市民の皆さま方からの懐から出ざるを得ないということで、きのうは、谷口議員さんの御質問に、私の見解を申し述べました。

ですので、これだけやっぱり市民の関心が高いことに関して、まず、住民訴訟の件について、記者会見に同席されたという趣旨からして、平野議員のご見解を、まず、賜りたいと思います。

その前にくらし部長から生活保護の……

[26番「一般質問じゃない、答弁じゃないよ」]

江原議員、私語は慎んでください。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○樋渡市長（続）

江原議員、質問を……（発言する者あり）私も緊張して答弁しているのですよ。ですので、私語は、江原議員、慎んでいただきたいと思います。ルールは守りましょう、江原議員。

[26番「あなたが守りなさいよ」]

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。（発言する者あり）

市長、答弁をお願いします。

○樋渡市長（続）

ですので、先ほど申し上げましたとおり、一般質問は、基本的には、さっき平野議員様がおっしゃったように、まず質問を受けて、我々が答弁するというのは、これは義務であります。ですので、先ほど申し上げたとおり、平野議員のご見解を賜る前に、くらし部長から答弁をいたさせます。生活保護の件に関して、答弁をいたさせます。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

おはようございます。生活保護基準の見直し等によります……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

〔26番「うるさい」〕

○山田くらし部長（続）

他の分野の影響ということでございますけれども、先ほど出ましたように、最低賃金というのにも影響があると思っています。〔25番「いくらね」〕

佐賀県の最低賃金は、現在653円というふうになっております。その他、住民税、非課税関係とか、就学援助、保育料免除など、いろんな分で波及することがあると考えられておりますけれども。

基準見直しに伴う他の制度の影響につきましては、今年ですね、2月5日に行われました、全閣僚が参加して行われる閣僚懇談会でですね、できるだけ影響が出ないようにということで、申し合わせが行われているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私を挑発するのはいいですよ。しかしね、議員は質問の権利がある。市長は答弁する義務があるんですよ。ここは、本会議場ですから、議長が全体を見ながらちゃんと質問に答えなさい、とこういう指摘をすべきですよ。（「ことわってますよ」と呼ぶ者あり）ことわってないじゃない、通告してないじゃない、あなたは……

○議長（杉原豊喜君）

平野議員、質問してください。注意しました

○25番（平野邦夫君）（続）

住民訴訟は、住民の権利だと、これあなた自身、認めているでしょ……

（「自分が言ったんだろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

黙ってなさい、あなたは。今度の訴訟に関する費用というのは……

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○25番（平野邦夫君）（続）

弁護士への着手金、成功報酬、基準はどうだったかわかりませんが、全体として

2,445万円でしょ。それはいわゆる民主主義のコストとして、国は認めているんですよ。あり得ますよ、それは。裁判は、勝つか負けるか、調停に移すか、あるいは和解をするか、いろんな方法がありますよ。そのことは、私通告してませんので。

参考に言いましょうか。例えば図書館の営利活動部分、745平米。本来の基準で計算すると、1,260万でしょ。あなたは、自分の意見でこれを半額にしている。621万に。あとで質問しますけどね。決して市民の税金を無駄遣いしているわけじゃない。

もう1つは、記者会見に同席するのは、政治家のいわば当然の権利だと。あなた、何十回ここで言いましたか。記者会見に平野が同席している、江原が同席している。共産党の政治主導だと、何回も何回もここで聞きましたよ。それに対して批判の声は、一切市民からは聞きませんよ。そうですよ。

そういうこともね、私は今、生活保護の問題について質問しているわけですから。いくら緊張しててもね、私に対する挑発はやめてください。いいですか。

[市長「やめませんよ」]

ブログでも結構書いていたでしょ。それで満足しなさいよ——何だったか。(発言する者あり)

うるさいな、外野席、もう。

#### ○議長（杉原豊喜君）

静かに。やじには応酬しないで。質問を続けてください。

#### ○25番（平野邦夫君）（続）

いいですか。最低賃金で聞きましたけれども、653円。東高西低と言われていましてね。いわば、西部方面ってのは、企業の数が少ないかもわかりません。大手の企業の進出も鳥栖に比べれば少ないかもしれない。そういった労働市場、雇用状況ってのは、福岡に近い鳥栖などと比べますと、西部は弱いかもしれませぬよ。しかし、少なくとも時給1,000円に引き上げる。先ほど言いましたように、このことを通じて、国民の購買力、物を買う力を強めていく。温めていく。そのことは、ある意味では行政側が、どうそれに手を打っていくのかということも大事な点であります。

そこで、先ほど、部長が就学援助の件言いましたね。就学援助というのは、学校教育法で、私が改めてここで紹介するまでもないですけど、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童、また学齢生徒の保護者に対して、市・町は必要な援助を与えなければならない。これは、学校教育法に定められている点ですね。改めて言う必要もないかもしれませんが。ここを確認した上で、武雄市の25年度の予算を見ますと、この就学援助費っていうのは1,824万円。これは小学生何%なのか、何人なのか。中学生が何人なのか。1,824万円の人たちです、対象にしている人。これが武雄市内の全児童のうち、何%に値するのかということまで答弁をお願いしたいんですけども。

参考までに言いますと、就学困難な児童に対する就学援助のうちのは、最高 16%ですよ。16%ということは、10 人のうち 1.6 人ってことですよ。この全国平均と比べて、武雄はどうかと。これも、小中学生を持つ親からしますとね、就学援助を受けることによって、他の消費にまわすことも十分可能なわけです。そういうこと考えてまず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁には誠実に答えます。

まず、部長が答弁をすることに関してもね、これは基本的に中では私ども、答弁調整をしておりますので、これは市政を代表する私の言葉と置き換えてもらっても結構かと思えます。

そして、先ほど平野議員様から、2つ、ちょっと「あれ」という論点がありました。というのも、1つは記者会見の同席で、私に対しての誹謗中傷をされましたが。

〔25 番「誹謗はしてないやないか」〕

じゃあ、中傷はされましたけれど。

〔25 番「中傷してない」〕

それは受け取る側の問題です。セクハラと一緒にです。

〔25 番「言い方ひどいよ」〕

その中で——それは、やっぱりね、その加害者と被害者といった場合は、やっぱり被害者の気持ちというのを重くしないと。共産党さんも言っているじゃないですか。そこは、政治家として守るべきルールは守るべきだと思いますよ。

それで、記者会見の同席うんぬんというふうにおっしゃいましたけれども、それも問題なんですけど、もっと問題なのは、議決事項に対してね、住民訴訟されたっというの、ルールに逸脱していますよ。ですので……

〔25 番「議長、質問に対する答弁をさせてください」〕

答弁しています。あなた指摘がありました。指摘があったことに対して答弁をしております。江原議員——ごめんなさい、江原議員は黙っておられますね、ごめんなさい。それで——本当に江原議員、失礼しました。

住民のコスト、今回ね、2,367 万 1,584 円かかっているんですよ。これ市民の皆さん、よく覚えておきましょうね。本当に市民がこれだけ生活が困窮している中でね、本当に市民の皆さんが、住民のコストとしてね、払わなきゃいけないんですか、本当。これは大きな問題ですよ。あなたは住民の当然のコストだとおっしゃった。しかしこれは、住民訴訟で、私が不法行為を犯した、あるいは今度の新武雄病院でさまざまね、住民に損害を与えたっということだったらまだしもね、議決に関しておっしゃったということについては、これは、感化

しえない問題だと思います。まだ、議論深めていきたいと思います。

そして、指摘がありましたけれども、図書館の問題について、私が勝手に2分の1減免したということをおっしゃいますが、これは例があります。例えば、今、文化会館の中でね……

[25番「市長、質問と違うじゃないですか」]

あなた、言われたじゃないですか、だから答えてるんですよ。私の答弁の権利を奪うことはやめてください。義務もありますけど、権利もあります……

[25番「質問に対する答弁でしょうが」]

権利と義務は裏腹なんですよ。

ですので、図書館の件で2分の1減免っていうのは、条例上、許されておる権利だし、じゃ、これを最初にCCCに対して行ったか、というとそんなことはありません。文化会館の……。

[25番「議長、そこまで質問いってませんので、整理してください」]

じゃあ後で答えます。ですので——もうほんとに、言っていることとやっていることが違いますからね、平野議員さん……

[25番「ルール守ってくださいよ」]

○議長（杉原豊喜君）

市長、あとで

○樋渡市長（続）

はい、わかりました。議長のおっしゃることには従いたいと思います。答弁を続けさせていただきます。

[25番「ちゃんとルール守りなさいよ。あなたが」]

○議長（杉原豊喜君）

いや、平野議員が先ほど言われたことに対して市長は言ってるんですよ。

[25番「あれは質問じゃないじゃないですか。あとから質問すると、あとで質問しますけどもっちゅうて」]

いやいや、言われたのでそれに——（発言する者あり）

次、答弁、古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

準要保護児童の数でございますけれども、通告にございませんでしたので、手元に資料はございません。

[25番「何が通告しない、ちゃんと言ってますよ」]

後ほど調べてから、ご報告申し上げます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

**○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕**

私ほど、詳しく通告する人いませんよ。

〔市長「自慢はやめましょうよ」〕

しかも通告用紙にもちゃんと、大見出しがあって、小見出しがあって、質問取りも見えますよ。

〔市長「向こうに言えよ」〕

あなたに言いよっと。

〔市長「なんで、俺なんだよ」〕

だから、ちゃんと誠実に答えて……

〔市長「誠実に答えてますよ」〕

そして就学援助の件数、児童。そういったことをちゃんと質問取りのとき、あっているじゃないですか。あたかも私がルール破りしているようなこと言いなさんなよ。また、ルール破りというのはね、市長、あなたですよ。質問の権利じゃないですよ、これは質問の義務。

〔市長「どこに書いてあるんですか」〕

書いてあるじゃないですか。

〔市長「へえ、どこに書いてあるんですか」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

2人でやりとりしないで。平野議員、質問を。

**○25 番（平野邦夫君）（続）**

ルール破りなんだから。90分しかないんです、私には。なんかもう、緊張して背広着ている場合じゃないですよ。

さて、そしたらですね、後で文書を出していただくとして。

質問する側が、全国水準はどうなのか、とか、過去最低になっているとか、ちゃんと調べた上で、質問を準備するんですよ。ですから通告したからには、1,874万円の中身、当然調べるべきでしょ。予算を立てるときに、1,874万円ですか、就学援助費用として。これ、小学生何名、中学生何名、全校児童数の何%。こんなの、数字で見るのが常識じゃないですか。それがプロじゃないですか。質問が終わる前に出してください。

そうしますとね、件数もさることながら、就学援助が全て適用されているかと。これは文科省が支給額まで決めていますよね。国庫補助の基準になりますので。

例えば体育実技用具。これは、部活がね、子どもたちどんどんやるわけですから。部活を進めていく上で、例えば剣道をやる場合。剣道では、いわゆる用具というのは大変ですからね。国の基準では5万500円払います。全部出しとるでしょ。「就学援助、こういう項目がありますよ」、「国庫補助の基準はいくらですよ」、と全部出していますね。武雄市がこの全てを適用して、就学援助を適用しているのか、これを答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平野議員がおっしゃるように、答弁は義務であります。しかし、それを質問と受け取るかどうかというのは、答弁する側の権利であるというふうに置き換えさせていただきたいと思っております。そういう意味では、平野議員がおっしゃっていることは正しいということは思っております。

その中で、先ほどルール違反の話がありました。このご指摘については、私は伺いたいと思いますけれども、あなたは先の委員会で、所管の委員会は忘れましたが、出席をされませんでした。私に対してよく、品格の問題であるとか、さまざまなことを大所高所からおっしゃいます。私は人様に対して、品格がどうかというのは言ったことがありません。それは自分の品格が、そんなによいと思っていないからなんですよ。

ある人は言いました。私から下品さを取ったら何も残らないって。それはそうかもしれませんが、ですが、私は人様に対して、あなたの品格がおかしいとか何とかというふうに言ったつもりはないです。ですが、あなたは私に対して、品格の問題をよくされますので、ではご自身の品格について、私はまず聞きたいと思っております。

しかも、それはルールに関して、あなたのご指摘に対して、先の委員会に対して、私は公式に伺っていません。市民も聞いていません。ですので、それをまずね。品格がベースになると思うんですよ、質問や答弁ではね。その先の委員会で、あなたが出席をされなかったことに対しての弁明を、ぜひ伺う前に、答弁をちゃんとさせたいと思っております。ぜひ、これはお答え願いたいと思っております。

そしてこれはルール違反ではありません。反問権に関しては――江原議員、よろしいでしょうか。答弁してもよいですか、江原議員。

〔25番「続けなさい」〕

はい。ちょっと、江原議員の私語が。

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

○樋渡市長（続）

それで、えっと――江原議員、よろしいでしょうか。私もここは真剣に答弁しているんですよ。足、震えながら。（発言する者あり）私語がとまらないんですけど。

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、あなたに――平野議員の質問に対してしてしますので、あなたがあまり、私語的な発言をしないようにしてください。みんなにも注意してますよ。

○樋渡市長（続）

ちょっと、やっぱり、武雄市議会というところは怖いところです。

そういう意味で、先の議会運営委員会の取り決めだと思っただけでも、私が質問をすることにに関して、議員がそれによしとするならば、答弁をします。よしと思わなければ、答弁をしないということは、私もルールにのっとっておりますので、それはぜひ、質問あるいは答弁の前提になることだと思いますので、きょう多くの市民の皆さんたちがいらっしゃいますので、ぜひ弁明をお願いをしたいと、このように思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

緊急に数字を取り寄せましたので、お答えしたいと思います。準要保護の児童の就学援助費につきまして、認定をした児童生徒の皆さんは、394名でございます。児童生徒の総数は4,241名でございますので、パーセンテージでいいますと、9.29%ということになっております。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一般質問の中で、ちゃんと議員の質問に対して答弁をすることが義務だと認められましたね。あえて、3月議会でも出されましたので、市民の皆さんもたくさん見ておられますのでね。そこはきちんと私も言うべきことは言いますよ。言わなければいけないことはね。ただし、経過からいいますと3月21日、6月21日、福祉文教——すみません、申し訳ない。3月21日の——すみません。もとい、21日の福祉文教常任委員会。これは山口議員が、ちゃんと言うべきことをちゃんと言ってからやれと言われましたので。これは、3月21日の福祉文教常任委員会で、ちゃんと皆様方に私の不祥事については、釈明もし、今後どうしていくのかとちゃんとやっていますよ……

〔市長「本会議で言わんばろうもん」〕

これは、一般質問の中でね、質問の時間の中でやれと言ったらやりますよ。

〔市長「やってください」〕

それは、医師からアルコール性による肝機能障害という診断書をもらいました。それによって、血圧が高くなる、足下がふらつく、あるいは前日の酒に酔って翌日、においが残る。私は運転していませんよ。そういうことは……（発言する者あり）うるさい、黙っていなさいよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

それは、家族の協力でここまで来ました。あえて、初日ですからね。

そういうことは、委員会の5分であれ、10分であれ、困難をきたしたということについては、福祉文教常任委員長と上田副委員長の許可を得て、委員会の冒頭、執行部の皆さんがおられる中で、どういう経過なのかちゅうことを、きちんと釈明しました。今後じゃあどうしていくかということで、医者判断により、一切アルコールは口にしない。これは10カ月続いていますので、そういうことはきちんと守って、社会的には期待に答えていかなければならないという決意も含めて、21日の日に。原稿もありますけども、原稿を読むと90分が短縮されますからね。ちゃんとやっていますよ、そのことは。それは民生部、福祉文教常任委員会の責任者から聞いてもらえばいいですよ。議事録が残っているかどうか、わかりませんが。少なくとも録音は残っているでしょ。そういうことを、やるべきことをちゃんとやっています。議長に要請しますがね。通告通りに私は質問をしていますので。それは、市長が答弁の義務があると認められましたからね。まずその答弁を済んで、そして時間があれば、関連することがあれば言いなさいよと、あなたが。ちゃんと私言っとるやないですか。

〔市長「答弁してるじゃないですか」〕

今本当に健康体になりましたよ。だからそういった意味では、あなたに対しても負けることなく。緊張もしますけれども、ちゃんと対応していきたい。

〔市長「頑張ってください」〕

いいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

2人でやりとしない。質問を続けて。

○25番（平野邦夫君）（続）

挑発してないか、私を。

○議長（杉原豊喜君）

質問を。

○25番（平野邦夫君）（続）

さて、394名の9.29%という数字が示されました。これは全国平均の16%からしますと、それだけ農村部と都市部の違いがあるのかもしれませんがね。その差は、いろいろ言いませんけども。

それと2番目に質問した、就学援助。これはこういう分野に就学援助、出すべきなのだと。これまだ答弁いただいていませんので、きちんと答弁いただきましょうか。

○議長（杉原豊喜君）

わかりますか？

平野議員、もう一回お願いします。就学援助の何について。

〔25番「ああ、もう」〕

25 番平野議員

〔市長「イライラするかあ」〕

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

イライラさせてるのは、どなたですか。

就学援助の支給内容と減額。これは国庫補助の基準単価として示されている。ですから、不可の人の例として、剣道に関する部活動、剣道の部活をする子どもたち、いろんな用具をそろえなきゃいけませんよ。あえてそういう例を示して、ここにも就学援助の対象として5万500円、国は補助単価を認めてる。具体的な事例を示して質問をしたわけですからね、同じような質問をさせないでくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

具体的な通告はございませんでしたので、手元に資料はございません。のちほど……

〔25 番（「はあ、くそ」）〕

報告させていただきます。以上です。

〔市長「はあ、くそはないでしょう」〕

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）

黙ってください。

〔市長「はあ、くそは——」〕

私は、通告のとき言ったでしょ。（「ぜんぜんないですよ」と呼ぶ者あり）そんなね、私があえて質問するまでもなく、就学援助に1,800万の予算っていうのは、こういう項目で支出をするんだという計算の根拠になるでしょ。当然知っておくべきでしょ。当初予算組むからには、もう1回いいますけど、就学援助の費用っていうのは、当初予算でいいますとね、1,824万円。その数字は394名、9.29%。その就学援助をどういう部分で支給していくのかと。当然、日常的な業務の中で入ってなきゃいけないでしょ。だから、生活保護基準で、1類、2類の生活扶助の基準が10%、あるいは、六.何パーセント引き下げられるかもしれない。参議院で審議中ですけどね。これが引き下げられたときには、就学援助に、もろに影響するんですよ。これ質問加えますけどね。生活保護基準の何%を就学援助の対象としているんですか。これも、394名の1,824万円の当初予算をつくる上での、積算の根拠になるでしょ。答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

**○古賀教育部長〔登壇〕**

現在、6月定例議会の一般質問ということで承っておるわけですが、御質問の向きはですね、当初予算に計上した予算の内容について、子細に渡って、今、御質問をされると。こういった部分を一般質問の中でされる際には、私ども通常、内容についてどのようなものかということをお伺いをして、そして手元に持って、スムーズな一般質問のやりとりができるようにということをやっているわけですが、今回そのような通告がなかったものですから、手元に具体的な資料を持っていないということでありますので、今、伺いをいたしましたので、資料を取り寄せて、後ほどお話をさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

これは大切な話ですので、多くの市民の皆さんもごらんになられているので、あえて申し上げますけれども。基本的に数字の話というのは、さすがの事務方でもね、部長も実際、現場にそんなに即しているわけじゃないんですよ。実際、係長さんであるとか、主任さんが現場に即していて、その方々が数字を答えるというのは基本的にはできます。私もその経験がありますから。

ですが、これは、レクをきちんと受けて、その上で、私たち、オーソライズされた、正当化された数字をこの場で申し上げているんです。ですので、この話は、私は同席した教育長、古賀部長からも聞いておりますけれども、一切そういう報告は私のところにも来ていませんので、これは平野議員さんの事実誤認だと思います。あっ、それ悪いって言っているわけじゃなくて、思い違い、私もよくありますので、それはぜひね――。

あと、やっぱり「えー、くそ」とかですね「あー、くそ」という言葉は、やめられたほうがいいと思いますよ。僕は人の品位を言うっていうのはないですけども、これ多くの皆さんたちが見られて、今、武雄は物すごく注目されていますので、「あーあ」という感じになると思いますよ。ですので、私もそりゃ、品位をなるべく高くするように努力しますが、やっぱりまず、平野さん、あなた人に指摘をされているわけだから、まず隗より始めよだということを思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思いますね。

**○議長（杉原豊喜君）**

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

あの議員からは一切質問取りをするとかね、いろんなことがありますけど、これ議運で1回論議しましたけど。あとで資料を出されるっちゃうと、また時間待たなきゃいけませんからね。一般の就学援助の制度紹介なんかにもきちんと書かれていることですよ。これは、

だからこそ1,824万円の根拠、出てくるわけでしょう。前年度いくらだったと。394名中、積算を出したときに、当然、就学援助の中身っていうのは明らかにするわけでしょう。別に教育委員会から質問取り、来られませんでしたので。福祉関係には言ってますよ。

ただ学用品費、学用品。小学校1万1,100円、中学校2万1,700円。これが国庫補助の予算ですよ、国の基準。通学用品費、通学用品。これ2,170円。これ小学校、中学校も一緒。校外活動費、校外活動、宿泊を伴わないもの、参加費、学校内での芸術鑑賞もその対象になる。これは、小学校の場合は1,510円、中学校2,880円。校外活動費、これも3,170円とか、5,840円。通学費。これは武雄の場合、対象にしていますか。通学費、片道児童4キロメートル以上、生徒6キロメートル以上のものの交通費。小学校で3万8,200円、中学校では7万7,200円。修学旅行費、これは出しますよね、修学旅行費は。積み立てさせているわけでしょう。これは新入学児童生徒の学用品。これも入学のときにはちゃんと準備しますよね。これは私もいろいろ聞いてます。クラブ活動費、クラブ活動、部活動を含む、に必要な道具で、活動を行う児童生徒全員が負担する用具購入費、経費。こういうことを小学校で2,630円、中学校では2万8,780円。これが国庫補助の基準単価と。生徒会費。生徒会費、児童会費、学級費、小学校で4,400円、中学校で5,300円。PTA会費、これは出しているんですか？PTA会費として小学校では3,290円、中学校では4,070円。医療費、これは治療費現物ですからね。治療費はその都度、出すと。それに、学校給食費。これ、学校給食がちゃんと就学援助制度の1,824万円の中に出ていますね。

だから教育委員会が質問のときに来こななかったからとか、そういうことで資料を後から出すとか、通告があってないとか、逃げたらだめですよ。ちゃんとやっていますよ。(発言する者あり)

もう1つは、生活保護基準が見直されることによって、生活保護費の基準の、あえて言ったでしょう、1類、2類。この何パーセントをその対象にしているのかと。だから予算の項目では準要保護と書いてあるでしょう。就学援助ちゅう言葉を使わずに、準要保護制度と。ということで、1,824万と予算出てないですか。そうすると、生活保護もらってる世帯の何パーセントを、その対象にしているのかと。これ先ほど質問しましたので、もう1回、質問しますけども、答弁お願いしたい。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

資料を取り寄せましたので、お答えをしたいと思います。就学援助につきましては、武雄市では就学援助規則というのを定めておまして、新入学用品、あるいは学用品、学校給食費、修学旅行、こういったものを支出をするということで定めているわけですが、ご指摘いただきました、通学費、あるいはPTA会費、こういったものにつきましては、私の

ほうでは、規則では、支出をするというふうには定めておりません。

これにつきまして、通学費等につきましては、ほとんど徒歩、あるいは自転車通学ということでございますので、このほかに北方地区におきましては、一定の補助金も用意はいたしております。こういったものを含めて、通学費等についてはかかっていないというふうにご考えておるところでございます。規則に従って、支出をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔25 番「何パーセント。それ福祉が答えるのかな。生活基準費の何パーセントっちゃう通告を出してた。」〕

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護基準の 1.3 倍ということで、準要保護の対象にしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

全国的には 1.3 倍を、ある程度上限となるのかな、全国平均でしょうね。これを、武雄市が 1.3 倍までというふうに規定されているのを、全国平均で、妥当なところですかね。これが見直されたときに、どれだけ影響が出ますかと。これは最初言いましたように、基準の見直しによって、最低賃金でも言いましたけれども、最低賃金の場合には、若年単身者を中心とした低賃金、不安定雇用の賃金の引き上げを困難にしたり、それが重責となって正規労働者の職員の賃金を引き下げる作用を強めることになりかねない。基準の見直しによってね、最低賃金を決めていく上で、653 円ということは安いわけですけども。そういうことにも、もろに影響する。そうしたときに、就学援助にも影響するというふうに答弁されていますからね。ただ、就学援助の生活保護基準の 1.3 倍まで見てると、いうのであれば、これがじゃどのように影響するのかと。数字で示してくださいと。ちゃんと質問取りのとき言っていますので、答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

議長並びに質問の平野議員にお願いをいたします。

私ども、極めて、この援助につきましては、大事なことだということで取り組んでおりますし、増えていく状況というの、つぶさに対応しつつやっているところでございます。私ども、その質問につきましては、極力、正確な数値、あるいはよくわかっているようにという思いで準備をしているわけでございますけれども、今、私もここにいただいているわ

けですけど、他の学校教育課、あるいは文化・学習課の質問でも、質問取りにも、当然学校教育課からもいっとるわけでありますが、この問題についての直接的なお尋ねについてのことは、私ども承っておりません。そういう意味で、準備ができてないということでございます。そういうことでありましたら、周到に準備する内容でありますし、極めて大事な内容だと思っておりますので、その辺は、今後も含めまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは、担当としては教育委員会の所管でもあるでしょうし、もう1つは、こども部支援課ですか、支援課でも当然これは扱っている問題ですね。教育委員会でも扱う、支援課でも就学援助制度については精通をし、そして相談に見えたときには、こういう制度がありますよと。こういうことでも多様に、2つの分野でやってるわけですから、そこはぜひ進めていただきたいと思います。やってないってことを言ってるんじゃないですよ。そういうこと、ちゃんと踏まえた上で、通告してるわけですから。

そうすると次の質問に行きますけども、全国的には36万人の子どもたちに影響を与える。36万2,000人の子どもたちに影響を与えるというふうに言われております。言わばボーダーライン層の人ですからね。生活保護基準が引き下げられれば、ちょうど1.3倍ちゅうのが下がるわけですから、当然全国的には、36万2,000人の子どもたちに影響を与えるというふうに言われております。

結局それを見ていきますとね、さっき学校教育法を紹介しましたけども、就学困難と認められる学齢児童に、要は教育の機会均等ちゅう立場からね、義務教育費は無償だというのが原則ですから、そこはきちんと。例えば先ほど紹介しましたけども、通学費、PTA費は対象にしてないと。例えば北方の赤坂から小学校までの通学費、出ていますよね。何人利用されているか分かりませんが、その制度はよいと思いますよ。合併当時、これは絶対残すということで、4キロメートル以上、あるいは6キロメートル以上という規制があって、これは北方の制度として合併時も尊重されて、制度は今も生きているというふうに思うんです。そういったことを十分に拡大していくことも必要でしょうし、大事なことだと思います。

そこで、先ほどくらし部長が答弁しました、課税最低限、国保あるいは国民年金、介護保険、そういうところに、いろんな影響を及ぼす。例えば、就学援助で今集中的に質問してますけど、ここにはどういう形で、例えば国保に関して、これが見直されたときに、どういう影響が出てくるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

制度の見直しによって、住民税のですね、非課税限度額を参照しているものというふうなところの中に、例えば、今言われました、医療保険等の自己負担等の限度額、そういうものに影響が出てくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

〔25番「はい、議長」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。部長、今の、通告の中に入っていますか、今の答弁。

〔25番「あなたが聞く必要ないでしょう」〕

いや、平野議員。私ここ、質問要旨持っています。就学援助とかなんとか一言もありません。学校教育課に質問というのもし出ておりません。全部福祉課に質問になっております。ですから、就学援助とか何とか一言も出ていませんので、たぶん教育、あれはわからなかった、資料もなかったと思います。（発言する者あり）だから、そこら付近を質問者は、よく考えてお願いしたいと思います。

質問続けてください。私語は謹んで。質問……

〔25番「俺の質問？」〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そりゃ、その程度のことは私知っていますよ。非課税世帯が課税世帯になったり、7割軽減、5割軽減、2割軽減、この若干の変化がある。当然そういうふうになっていくわけですよ。今まで通り、住民税非課税世帯だったから、所得割も変わらないっちゃうことありますよ。7割軽減、5割軽減、2割軽減、影響してくるでしょ。ちゃんと知った上でやっているんですよ。もちろん議長が言った就学援助については、福祉のほうで準備していただいた資料。どういう影響が出てきますかという資料の中に、当然最初に就学援助ちゅう言葉が出てくるんですよ。だから私はこのことについても質問しますよと。担当どこですかと。こども部ですと。ちゃんとやってますよ……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

そんなにね、出し抜けに質問するようなこと、私はしません。

〔市長「そんなこと聞いてないよ」〕

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

出し抜けに質問するような卑怯なことはしませんよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください、静かに。私語——質問をしてください。（発言する者あり）

〔市長「すみませんでした」〕

○25番（平野邦夫君）（続）

もう1つは、きのうも資料をもらいましたけども。例えば、これ2月5日付に出した資料ですけども、個人住民税の非課税限度額の変更。これ、資料を読んだだけでしょ。これ私も知っていますよ、そりゃ。その中にも就学援助のこともちゃんと、そういった影響がどう広がっていくのかと。就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費、こういうところにも影響が広がっていく。

じゃあ、就学援助はどこの担当ですか。こども部です、支援課です。それ聞いているわけですよ。それ何も通告もしないままやってるちゅうことじゃないですよ。誤解ないように。私語が多いのは、市長一番多いですよ、私語多いのは。

〔市長「すみません」〕

議長とも同行させていただきましたけども。5月22日、全国の市議会議長会、定期総会議案っていうのをいただきました。本当、全国的にも国民の暮らし、医療を含めて、本当に議会で真剣に論議されている。そのことの反映として、いろんな要望出てますよ。国土問題とかね。その中でも私が注目しているのは——これ別に質問じゃありませんから、紹介だけですからね。

子どもの医療費助成制度。これは武雄もやってますよ、先進的にね。これを全国市議会議長会の議案として、部会提出第15号議案。この中にどう書いてあるのか。基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきであり、高齢者医療制度などと同様、我が国の宝である子どもの医療制度も、国の責務として、国の制度として創設することを強く要望する。これ、立派な議案ですよ。これはどうですか、感動深いですか。

その中で、生活保護に係る級地区分の改善、これも部会提出第17号として提出されてますね。その生活保護についても、どこでも今、頭を悩ませている。いわゆる雇用関係がなかなか改善されない。労働市場がなかなか雇用を確保させてくれないというね。上のほうは、よいかもしれんけども、末端では仕事がない。ですから、生活保護申請したい、その相談に見えているわけですよ。

それに対して、武雄市はどう対応しているのかと。これ見ますとね。年間187名の方が生活保護のことで相談に見えていますね。福祉のほうに。しかし実際に、きのうもらった資料でいきますとね、187名の方が、平成24年度生活保護に関して相談に見えた。申請書を交付したのは54名、申請書を受領したのは、44名——44世帯っていうんですね、これね。開始したのは、39世帯。却下したのが、5世帯。この187——世帯で言ったほうがよいんでしょうかね。187名の方が、生活保護の申請を最後のセーフティーネットとして、働きたいけ

れどもなかなか仕事が見つからない。そういう状況の中で、本当に勇気いるんですよ。これ私もずいぶん経験させていただきましたので。いくら国民の権利だと、憲法 25 条で定めている、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する国民は、国はそれをちゃんと保障しなさい。これは 25 条による生存権ですよ。それで、それに基づいて、最後のセーフティーネットとして、武雄でいえば 187 名の方が、思い切って生活保護の相談に来たと。実際に申請書を渡したのは 54 件だと。この他の人たち、百三十何件という人たちは、どういう状況で申請書を渡さなかったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護につきましては、まず相談ということで 187 件は延べ件数でございます。同じ人が何回も来られたりすることがございます。そういうふうな中でいろんなお話を聞いて、その中で、申請します、申請書をくださいと言う方については申請書をやっているというふうな状況でございます。話を聞いてすぐ申請書の交付ということになりますと、ほとんど該当しない方につきましても申請書を交付するという形になりますので、担当としては一生懸命お話を聞いて、該当しなくても欲しいという方には当然やっておりますので、そういうふうな対応をしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、この申請の書類添付。これが生活保護改悪のもう一つのポイントですよ。今、部長が言いましたように、申請、生活保護の申請をしたい、という人にはすべて申請書を渡すというのが——これあなた方持つとるでしょ、これ。生活保護手帳っていうもの。この中にどう書いてありますか。まず申請書を渡しなさい。申請書っていうのは 1 枚ですよ。過去、生活保護を受けたことがありますか、初めてですか、と裏に書いてある。そして一番最初には、2センチあるかな、5センチぐらいの空欄に生活保護を受けたい理由。わずかなスペースですから、生活が厳しい、仕事をなくして収入がなくなると。こういう簡単な理由を書きますよね。これまず受け付ける、申請書を渡す、受け付ける。その後ですよ、いろんな添付書類を求めていくのは。ですから、ここでいう生活保護手帳で国がどういう指導をしているのかと。申請書の提出自体は保護の要件ではないというのは、口頭による開始申請も認められる。今まではね。メモでもいいわけですよ。書けない人もおりますからね、口頭で生活保護を受けたいと。これも申請の理由としてきちっと受けとめて書類を渡す。それをケースワーカーの人が、書き方と、かれこれ指導援助することもありますね。それは私も知ってます。ですから、ここにいう、法施行規則第 2 条第 1 項においては、保護の開始又は保護の変

更の申請。これは申請書を提出して行わなければならないとしてるけども、当該規制も書面による申請を保護の要件としてるものではない。これはケースワーカーすべて、これ持たないかんでしょう。これと生活保護手帳ちゅうのはね。ですから、これに基づいてやっていけば、延べ件数で187名の方が相談に見えた。実際に申請書を渡したのは、先ほど紹介しましたね、54件。武雄市は申請に来たときに、どんだけの書類を渡してますか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほどの件ですけれども、生活保護の相談という形で来られるわけですね。申請に来られるわけじゃないわけです。まず相談に来られますので、その中でいろんな話を聞く。お聞きして、申請したいということであれば、先ほど言ったようにですね、すべての方に申請書を渡してる。それから例えば、入院とかなんとかで生活保護をしたいけど、というふうな話があった場合につきましては、うちのほうから病院とかに出て行きまして、お話を聞いて、そこで書いていただくとか、そういうこともやっているわけでございます。

あと申請時の書類につきましては、まず申請書を書いていただくということで対応しております。あといろんな調査については、同意しますとか、そういうふうなものをその場でできる部分についてお願いをしているという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど言ったでしょ、福祉に行くのには本当に勇気が要る。ついてきてくださいと。そういう、最後のセーフティネットで国民の権利とはいえ、なかなか生活保護を受けたいという言葉に出すこと、勇気要ることなんだと。それをあなた方は、本当に日常的に対応されているわけですから肌身で感じておられるでしょ。仕事をなくしてるちゅう人たちに対しては、特に。そういう点では、ここでいう手帳に書いてるように、申請の意思があるかどうか、生活保護の申請の意思があるかどうかをまず確認しなさい、ってことですよ。相談に見えるちゅうことは意思があるからですよ。そこはきちんとした相手の立場に立った対応が求められているところじゃないかと。

もう一つは資産証明だとか収入証明だとか、あるいは扶養の、何ちゅうんですか。親戚、一応書くのがありますね。五、六種類ぐらいあるでしょ。民生委員さんの意見を書いてきてくださいとかね。少なくとも五、六種類あるじゃないですか。これは申請書を受ける。申請を受ける。この日からカウントされるんですよ。開始になったときには。だから申請日というのは、極めて大事な出発点なんです。そして2週間以内に結論を出しなさいということですよ。中にはね。いわばこれが、北九州で問題になった水際作戦というやつですよ。お

にぎりを食べたいと言って餓死していった人。これは北海道でも、子どもにパンを食べさせながら自分はパンの耳を食べて餓死した人。いろんな例があるでしょ。事件にならないと報道されない。この悲しい現実ですよ。

もう1つは、50代で仕事がない人たち。本当に両親に長生きしてほしい。そう思うのは当然ですよ。長生きしてもらいたいと思うのは。しかし両親の年金に頼って生活せざるを得ない人。先ほど労働市場、雇用情勢言いましたけども、そうやって生活を維持せざるを得ない人たち。こういう人たちは、なかなか家に引きこもって外に出きれない。こういう状況があることも十分理解をしておく必要があるなど、私は考えているところです。しかもこの、先ほど言いました、所得証明、収入証明だとか、民生委員さんの意見書だとか五、六種類ありますね。これは申請を受けた後、ケースワーカーの人たちの指導援助を受けて、添付書類として出す。これは今度の生活保護の改悪の中では、その必要な書類も同時に出しなさいと。特殊な場合が——民主党またこれ逃げたんですけども。民主党の場合には、特殊な場合を除いて。何が特殊な場合だと。共産党以外のすべての政党が、これに賛成したわけですけども。ですから申請書1枚がプラス添付書類まで義務づけられる。これが基準の引き下げと同時に、2番目に、今審議されている内容です。

次に移送費の問題について質問を移していきたいと思います。この移送費の問題もいわば障がいを持って人、高齢者の人、あるいは病気を抱えている人、公共交通機関が十分でない人たち。こういう話を聞きますよ。周辺部のね、公共交通機関がなかなかないところ。出勤時に子どもに病院に送ってもらう。それじゃ帰りはタクシーを使わざるを得ないという人たち。そういう人たちの移送費。これは5月24日に、厚労省への要請行動の中で、このタクシー利用っていう問題については、どのような解釈をされますか。どういうふうに——何ちゅうか、地方への通知されてますか。これはタクシーも使っていないと。結論から言いますとね。北海道でああいう事件ありましたからね、現場ではびびってるちゅう話をしましたけども、あれは例外ですよ。悪用したちゅう意味ではね。これを理由に——もう30分しかないですか。移送費について、どういうふうに——平成20年4月1日以降の厚労省通知によって、かなり緩和された部分があります。これについては通告もちゃんとやっていますよね。では答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

移送費につきましては、主治医の意見を確認しまして、その内容を生活保護の嘱託医と協議いたしまして、必要であるというふうな判断した場合につきましては支給しているところでございます。

〔25番「タクシーは」〕

その主治医の意見というふうな中で必要ということであれば、先ほど言いましたように支給しているということですが、タクシーについても現在、1世帯支給をしております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういった意味では、今度の戦後初めてと言われるぐらいに生活保護の改悪ちゅうのは、生活保護を受給している人たち、150万世帯以上、あるいは二百十数万人の人たちが、最後のセーフティーネットとしてそこに、自分たちの生活を最低限守っていくという努力をされているわけですね。これも今の雇用情勢、労働情勢の中で、最後のセーフティーネットに頼っている人が多い。そういう人たちの、例えば70歳の生活保護基準の1類、2類を計算しますとね、単身者で6万9,000円でしょ。70歳の老齢加算が廃止されました。老齢加算が1万5,000円あったんだけど。これが数年前、五、六年前ですか。これが、3年にわたってなくなったと。母子加算も1万5,000円の加算が、今は復活しましたけども。70歳以上の老齢加算を廃止することによって、どういうことが起こっているか。冠婚葬祭、結婚式の案内はやらんでくれと、兄弟にね。あるいは、これ一番きつと言われるのは葬祭のほうですよ。自分の主人が亡くなったときに、香典をもらったと、お返しをしないと、お返しをせないかと。結局不義理にならざるを得ない。外に出ると申し訳ない気持ちもある。したがって、今は全国でも老齢加算の復活運動をされてますけども。

そういう意味ではですね、いろんな人たちが増えていく中で、本当深刻だなと思っただのはね、去年のあの厳しい冬の中で冬季手当が3,300円出ていますね。冬季手当が3,300円出てますけども、灯油缶1缶で過ごしたと。あの冬の間。何人でもおられますよ。電気代が上がったと。あるいは日常的な電気——節約は大切ですよ。電気を消して、夜はテレビの明かりで生活している。そういう本当に心苦しいことを訴えられとります。

それほど今の生活保護の1類、2類の基準ちゅうのは、さっきの全国市議会議長会の議案でもないですけども、級地を引き上げるちゅう問題と、そしてその基準額そのものをやっぱり見直していく。このことが今の情勢の中では大切じゃないかと思っます。これは国の制度ですから、全国市議会議長会も議案として出しているわけですからね。

これで、あと30分しかないんですか。

あと図書館問題での質問に移していきたいと思っます。

4月に指定管理者制度に移ってこの2カ月の間、20万人を超える人たちが、来館者があつたと。あるいは従来の前年同期比見ると、4.7倍。あるいは貸出冊数も前年に比べて2倍に増えたと。本当、この数字そのものを見ますとね、本当驚いてます。たくさんの方々に関心を持たれているんだと。その驚きは隠せません。

こういう中で、6月7日の読売新聞。きのうもどなたか引用されてましたね。この6月7日の読売新聞の中で、かなりのスペースを割いて武雄の図書館問題を特集してますね。この中で市長がどういうことを発言されてるか。開館時間は午前9時から午後9時で年中無休だが、それでも来館者を吸収しきれなくなりつつある。そこで午後11時まで延長し、9時以降はライブや講演会を開いたりしていきたい。体験型施設や飲食コーナーの増設も検討している。こう述べられてますね、これ事実ですね。

〔市長「事実です」〕

わかっています。

こういうことが述べられてるわけですけども、これが図書館の本来のあり方っていう1つの基準からしましてね、どうなんだろうかと。それは疑問を持つ人おっいていいでしょ。

〔市長「いいと思いますよ」〕

賛否両論あっていいわけですからね。その中で、代表して山本宏義氏、関東学院大学教授。この人が、じゃあそれでいいのかなという率直な疑問を出しておられますね。当然見ておられるでしょうけれども。あえて紹介しますと、CCCに委託した武雄市図書館は、問題が多いと思うと。開館時間を4時間延長し年中無休にすると言うが、当然労働量は増える、にも関わらず、経費をカットするのは理屈に合わない。自動貸出機で業務を軽減する程度では、見合わないはずだと。物販は他でもやってるが、店舗が全面に出て図書館が奥にあるのでは、利用者は本屋に来たように感じるのではないかと。会員番号、貸出日時などの個人情報はどう使われるか、心配も生じるだろう。

これは、去年の5月4日の記者会見以来、ここで図書館のあるべき姿だとか、いろんな論議を重ねてきましたね。それで今全国から注目されている。私も東京行ったときに、武雄はずいぶん賑やかだねと。図書館のことを聞いている。東京から見るとちゅうのはないですからね、テレビで放映される範囲内でしょうから。あるいはインターネットで紹介される範囲内で、図書館が変わったちゅう認識はね、それは皆さん持ってますよ。中身がどうなのかという点では、ただ問題があるという指摘の中身ですね。そこについて、いくつか聞いておきたいというように思います。

この時間の延長、9時から9時までという、これは私も賛成ですよ。従来からしますとね。首かしげることはない、前から言っていましたので。ですからこれを、11時まですると。これは指定管理者であるTSUTAYAの側の要望なのか、あるいは市長が得意とするひらめきなのか……

〔市長「何を得意ですか」〕

ひらめきとはいい言葉ですよ……

それはTSUTAYAの要望なのか、あるいは市長の従来からの、この2カ月間の経験を通じて考えておられるのか、これは一つ答弁してくださいね。(発言する者あり)

時間がありませんので、図書館問題で次に移ります。次のことの質問しますけども。

この5月24日の文科省との話し合いの中で、さすが生涯学習課の女性の担当でしたけども、インターネットでいろんな情報を集めておられましたよ。その中で一番危惧しているのは駐車場問題だと。これはね、平日は別として、土日、あるいは祭日。これは当然考えなきゃいかん問題ですね。それは指定管理者と武雄市との間で、駐車場問題がどう今後解決されていくのか。この上でどういう——混乱とは言いませんけども、殺到したわけでしょ。そういうことを考えますと、もうこの図書館の仕様書、業務委託をする上では協定を結んでおられますね。行政財産使用許可申請書。それから行政財産、これに対する許可書、管理業務仕様書、武雄市図書館・歴史資料館の管理運営に関する協定書。いろいろ約束を結ばられていますね。これ資料をいただきましたのでざっと見てみましたら、駐車場問題というのが2カ所書いてあるんです。1つは、この仕様書の中では、武雄市の図書館は従来100台。図書館の駐車場として100台準備してますと。駐輪場も100台分準備してます。もう1つはこれ、管理駐車だったかな。どういうふうに書いているかちゅう言いますと、その18項のところ、通勤車両の項って、あえて書いてありましてね。ここでは職員が通勤に自動車を利用する場合は、原則として施設内には駐車できません。教育委員会が指定する駐車場を利用してください。ただし、自転車・バイクは、指定する場所に駐輪することができます。この2カ所なんですよね。ですから先ほど言いました、4月、5月の経験を踏まえて、車も殺到したということ。あるいは関東学院大学教授が言う、利用者は本屋さんに来たようだと。すべて皆さん、図書館に行っておられるでしょうからね。入り口入ると、そこに雑誌、本。従来の蘭学館のところは全部CD、DVDのレンタルに変わってますね。そういう本屋さんに来たようだという、代表してこういう感想を述べられているわけです。それに対する市長の考え。11時まで時間を延長するという市長の考え。それで駐車場の問題。合わせて3つ、答弁いただきたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長（「それは市民アンケート次第」と呼ぶ者あり）

#### ○樋渡市長〔登壇〕

（新聞紙面を示す）それは、市民アンケート次第だとは思いますがけれども。

まずね、この読売新聞に大きく載せていただきました。これ6月7日付の全国版7面で、これだけこう載りました。それで私の見解と、この関東学院大学——僕はちょっと初めて知りました、山本教授と、あともう一つ、作家の宮田昇さんも載って。これ、物すごいインパクトがあります。これはよくまとまってましてね。ただし、この山本宏義さんのおっしゃっているちゅうのは、ほぼすべて荒唐無稽ですわ。しかもね、この方、これを書く前にね、普通、図書館に来てほしいと思いますよ。書いた後に、出てから来てるんだもん。話になりませんよ。しかも人の批判をするときは、これは私も、よくよく注意をしますけども、やっぱ

ね、きちんと取材をして、入念にやっぱりね、調べ尽くしてから書くべきであって、だから事実誤認ってやっぱ結構あるんですよ。いくつかあって——ちょっと時間がないんで、これはまた改めてどなたかの質問にお答えたいと思いますけれども、これは正直言って、荒唐無稽です。もし山本さんね、これごらんになられていけばね、ぜひ公開討論会やりましょう。その場で、やっぱりね——僕は間違っているかもしれませんが、そこは議論をすればいいというふうには思うんです。

それで 11 時の件なんですけれども、これは基本的に市民からの要望が一定あります、来館者から。それも朝 9 時から夜 9 時までが図書館法に基づく図書館ということにしてますけれども、例えば 9 時から 11 時までは、図書館法以外の——例えばここは入館料を取って、例えば講演会をするであるとか、ライブをするであるとか、飲食を出すというのは、ぜひそれはやってほしいという——これは市民以外の方もいらっしゃるんで、ちょっと市民とは言えませんけれども、来館者から、こういうのができればいいよねっていうことは言われています。そして 9 時を——あと図書館法の図書館として、せめてあと 10 時までには伸ばしてくれないかというご要望もあります。これは先ほど申し上げたように、今度のアンケート。来館者様のアンケートで、恐らくこういう指摘も出てくると思いますので、まずそれは多聞第一。来館者の皆さんたちの声に耳を傾けたいと思っています。

そして、駐車場問題。これね僕ね、直接聞いてないんですよ、文科省のなんとか課長。もう荒唐無稽ですよ。こんなね、駐車場の問題って言ったら、じゃあ東京はどうなるのって。みんな公共交通機関で行って来てるじゃないですか。例えば代官山蔦谷書店も、私も行ったことがありますし、議員も行かれたと思いますけれども、感動されたと思いますけれども。あそこの駐車場だって絶対足りませんよ。じゃあどうしてるかっていうと、結構離れた駅から、皆さんやっぱり来てますもんね。ですのでそれはね、駐車場の問題で、それこそ僕は広げるっていうことになると、また足りなくなります。だって県外の方々が大体 4 割くらい来てるって、週末は 5 割は県外ですから、電車に来てほしいなと思いますね。それで J R 武雄温泉で駅弁でも買って、そこでこう来ていただくっていうのを、またこれは重ねてちょっとお願いをしたいと思います。ですので文科省が言ってることは、これは全部 100% 否定するわけじゃないけれども、私たちだけ言うなということをお願いしたいと思います。荒唐無稽です。

ただし駐車場の観点で言えばね、平野議員がおっしゃった通りでありまして、足りないのは事実でございますので。これは文化会館のちょうど、福田工芸社のところから入っていくところがあるじゃないですか。あそこをよくよく見れば、議員もお気づきだと思うんですけども、あそこの図書館の駐車場が満杯でもね、結構あいてるんですよ。ですので、その誘導をね、もっとしっかりしたいということは思っています。今は看板 1 つで、歓迎武雄市図書館というふうになってますので、あの看板を 10 倍くらいの大きさにしたいなど。冗談です——思っています。とにかく誘導をね、ちゃんとこうするということはね、しっかりやっ

ていきたいと思っています。

それともう一つ、だんだん、だんだんね、もう落ち着いていくと思います。もう今ははっきり言って、やっぱり、これだけこんな大きく出ますからね。やっぱりね、マスコミ効果っていうのは、物すごいものがあります。ですので、だんだん、だんだんやっぱり落ち着いてくると、来館者の数ですね、落ち着いてくると思いますので、それはこれから駐車場がね、パニック状態になるということについては、そこは私は思っておりませんので、そこは注意深く、また見ていきたいなというふうに思っております。この関係で、いたずらに駐車場を新設するとかっていうのは、毛頭考えてません。それは市民コストになります。もしそういう、駐車場を広げることができればね、それは例えば公園にしたりとか、あるいはもっと違う用途でね、使うのが多分市民の皆さんたちが望むことだと、同じ税金を使うのであればね、思うことだと思いますので、そこはそういうふうにしていきたいと思っています。

ちょっと私——ごめんなさい。2点だと思ってましたので、もし、もう3点とおっしゃいましたけども、もし答弁が必要であれば……

〔25番「ライブ、ライブ」〕

あ、ライブ。ライブは先ほど御答弁申し上げたとおり、これは図書館法では無理です。無理でございますので、例えば夜9時からですね。図書館法としての図書館を一旦閉じた上で、そして9時から、例えば10時とかっていうふうにして、例えば有料でライブを行うということについては、これは全然法が、何ちゅうんですかね、禁じているわけでもありませんので、そこはそういうふうに使っていききたいと。これも合わせて申しあげますけれども、私のひらめきとかではなくて、来館者の方々が、あんなに音響のいいところだったらね、ぜひライブをすればいいだとか、あるいは、やっぱり日中、平日よりも日中はなかなか講演に来づらいということでもありますので、例えば9時から講演をしていただくと。ぜひね、平野議員さんにも講演をお願いできればなと思っております。これは冗談ではありませんので。

ですので、そういうふうにやっぱり公共施設は、やっぱり来てもらって僕は何ぼだと思ってるんですよ。来てもらって何ぼ。ですのでそういう意味で、ちょっとここは見解はちょっと違うかもしれませんが、いろんな方々にね、多くの皆さんたちにお越しいただいて、特に市外からお越しの方々はついでに、例えば武雄温泉でお金を落とすであるとか、いろんな経済活動に直結するようにね、していければいいなというように思っております。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

4、5月休みも多かったということもありましてね、車が殺到しているというのは近くにおりまして、それはわかります。と同時に、これはあえて私がここで言うのは、あえて言い

ましようか。近くに大型商業施設がありますね。ですからそこにちゃんと話を持って行って、奥に競輪場もありますよ。ちょっと競輪場からは遠いですけどね。そういうところも十分活用していただくと。しかし、図書館の本来のあり方ちゅうのをこっち置いておいて、私言ってるんですけどね。たくさん人が見えてるわけですから。武雄に来ていただく方を大事にするという、利便性を確保するという立場から言いますとね、そうした上で図書館の本来の業務、静かに本を読みたいちゅう人もたくさんおられます。ちょっと音楽が、ちょっと耳ざわりだなちゅう人もおられます。そこはちゃんと指定管理者のほうで、市の業務でありますので、そこをちゃんと確保していく。出発点は図書館ですからね、その本来の機能を逸脱するようなことは指定管理者といえども、それは市長が管理をしていく……

〔市長「そうです」〕

ということを確認をしていきたい……

〔市長「そうです」〕

もう一つは文化会館から、黒門というね……

〔市長「はいはい、こちらね。」〕

文化会館から図書館のほうに移る、綺麗なのがありますね。あそこに街灯がつけました。これは賛成ですよ。私も文化会館から帰るときに、歩いてたときに明るいなど。もう一つは武雄区の公民館の下にも工事があってまして、ライトアップをしていく。ここは利用者にとっては本を読みたい人、時間延長によって明るくしていく。これは本当に温かい配慮だと思いますね。と同時に、大型店舗の人への申し入れもし、それは日曜祭日、人が殺到しますとね、市の職員の方が本当にもう、それこそボランティアで駐車場や車の整理、これやりますよ……

〔市長「もう今やってませんよ」〕

やっていますよね。

〔市長「やってませんよ」〕

本来ならば、これは指定管理者の側が警備員の方を雇って、そして1億1,000万の委託料の範囲でやるべきじゃないかと。もちろんそれは市の職員の方がね、ボランティアでやることに私否定するつもりありませんよ。しかし本来ならばですよ、指定管理者の側が警備員を雇って、混雑が予想されるときには、それはちゃんとやっていただきたいということをおきたいと思います。

時間がどんどん迫ってきてますので、使用料の算定について質問を移していきたいと。

これは指定管理者側からの営利活動に使用することを、使用料云々ですね。ちゃんとした算定基準、十分計算されてのことだと思います。資料もいただきましたので、それを参考にしながら市長の見解問うていきたいと思っておりますけども。

この武雄市図書館・歴史資料館にかかる使用料の算定について。これ建物貸付料、年額1

万 6,177 円。これ平米単価。市公有財産規則による建物使用料、算定基準 100 分の 8 を乗じ、評価額が 19 万 2,593 円ですから、この 100 分の 8。これに消費税を加味して平米単価を出すと、1 万 6,177 円になりましたと。

土地使用料、これもずっとそういった積算の根拠がありまして、最終的には営利用として平米単価 259 円になりましたと。これ合計しますと営利用の場合、使用料に基づいてやるわけですから、年額平米単価の 1 万 6,436 円になります。これが積算の根拠。これを年間に直しますと、いくらになるかということで計算しますと、1,224 万 6,463 円。年間に直しますとね。こういう金額になります。そこでどれだけの広さを T S U T A Y A に貸してんのかと、営業用として。745.1 平米っていいますので、私みたいに古い人間はね、坪に換算したほうがわかりやすいですから、225.7 坪。225.7 坪ちゅうと相当広いですよ。図書館全体の建物の中でね、何割なるのかなと。これは手元に資料がありませんけども、広さとしては 225.7 坪を貸してますと。この 1,224 万 6,463 円。あと 5 分しかありませんので続けていきますけども、これが実際にはその 2 分の 1。612 万円、消費税込みで。というように市長が認めてます……

〔市長「はい」〕

どうしてなのかと。実績としてね、書いてありますけども……

T S U T A Y A といえば全国展開する大手ですよ。武雄にもありますよ。そういう大手の業者に対して、この使用料について 2 分の 1 にしたと。これ時間がありませんから調べた範囲で言いますと、2 分の 1 にする、この条例でちゃんと規定されてますね。国、地方公共団体、その他公共団体において公共用に使用するとき、公共団体が公益事業の用に供するために使用するとき、災害その他、緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき、この 3 点は納得できます。減免することができるという条例上の規制によって。問題は、前 3 号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるとき。私言いましたけども、あの大手の T S U T A Y A が、745 平米を使って営利活動をする。どれだけの売上があったのか、どれだけの利益が上がったのか我々は知るよしもありません。直営ならばね、資料もらえますけども、民間ですから。ただし、指定管理者ちゅうのは、年に一度市長に報告しなきゃいけませんね。1 億 1,000 万円の委託料、どうなったのか。そして、市長はその報告を受けて、それで議会に報告をする。これ指定管理者にすると、その分しかが我々情報を得るのではないわけですから。ここでいう、2 分の 1 にして約 1,200 万のところを 620 万にしたと。この根拠、どこをどう市長は必要と認めたのかと。これは答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず面積について申し上げたいと思います。貸し付け部分は、全体の 3,700 平米のうち、

約2割になります。しかしこの2割っていうのも、もともと広大な事務室だったり、平家の部分で稼働面積は4割広がっておりますので、全体からすると——ごめんなさい、これは細かい数字はちょっと申し訳ないんですが、前と比べると1割程度のところで営利の活動をしているということになろうかと思えます。それで、先ほどルールがありましたけれども、その中で前と比べて1割という中でね、何で半分に減免をしてるかっていうこと、何で大手のTSUTAYA——これ大手かどうかっていうのは関係ないですよ。そうやると、また例えば、小規模のとこどうなるんだ、大手になるんだっていうのは、これは筋違いの議論だと思います。これについては、文化会館のレストランが今ですね、2分の1減免を行っておりますので、この先例に倣いました。ですので、これをまずね、2分の1をしたときに何もやなくてね、何で2分の1にしたんだっていう議論についてはね、それはそういうご懸念もあろうかと——それ、ちゃんと答えますけれども。いずれにしても文化会館レストランの2分の1減免に倣ってます。ですので、今後同じような事象が発生したときも、この2分の1ルールはきちんとつくりたいと思えます。

なぜこれを、例えば文化会館のレストランであるとか、今度の蔦谷書店でやったかという、これはその公共施設が持つ機能をより引き出すために行いました。よりお越しいただくためにしました。あくまでも図書館の主役は本です。図書館そのものでありますので、そこにお越しいただくような誘導線として、この2分の1減免をすることによってね、より来ていただく。現に私ども612万円を年間いただくことになります。612万円いただくことになりますので、これを全くいただかないということであればね、話は別だと思えますけれども。全く今まで0円だったんですよ、0円。だって直営してましたから。図書館を直営してましたけど、やっぱり市民がそれで610万円賃料とすることによって、これを一般会計に入れるかね、または図書館活動に、図書館の本来の活動に充当するかということに関しては議会とよく相談をいたしますけれども。いずれにしてもこの件に関してもね、確かにお仲間の井上一夫さんがね、おっしゃってるじゃないですか。これ、商業施設が全面に出てきて問題だっておっしゃってましたけれども、その価値を決めるのは、僕は市民だと思っていますので、私は何ら、これをするによってよかったなど。何も恥じるところはないですし、ルールにのっとってやっておることを、最後に申し上げたいと思えます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いずれにしても、2分の1にして1,200万のところを約600万にしたと。納得できません、それだけではね。営利活動を拡大するとも言ってますので。ただ、国保の件……

○議長（杉原豊喜君）

もう時間が来ましたので。

○25 番（平野邦夫君）（続）

文科省の学力テストの件。

前半からね、いろんなことで時間がなくなってしまいましたので、謝って次に回していき  
たいと、これだけ言っておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で、25 番平野議員の質問を終了させていただきます。